

一般社団法人函館物産協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人函館物産協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、函館市及び近郊の生産品と取扱製品を広く紹介宣伝して販路の拡張と商圏の確立強化を図り、もって地場産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生産品の紹介宣伝及び取引の斡旋、商談会の開催
- (2) 宣伝媒体物の作成及び配布
- (3) 販路の拡張に必要な諸団体機関との連絡調整
- (4) 市場の確立強化に必要な調査研究
- (5) アンテナショップ及び特産品展示即売所の運営
- (6) 物産展、展示会、見本市等の開催及び出品、食品を含む物産の販売
- (7) 地域の食文化の振興及び食関連イベントの支援
- (8) 会員相互の情報交換及び親睦
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会(第13条に規定する総会をいう。以下同じ)において定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において定める賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

なお、この場合、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 入会金及び会費の額及び賛助会費の額
- (4) 常勤の理事及び監事の報酬の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である

事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、書面表決者又は表決委任者は会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事はこれに記名押印するものとする。

(社員総会規程)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規程によるものとする。

第5章 役員等

(役員の配置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 この法人に、必要に応じて専務理事1名、常務理事1名を置くことができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、また理事会の決議により選定された副会長及び専務理事、常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の内から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、法人の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、会長の命を受け、業務を執行する。
- 5 会長は、この法人の運営上緊急を要すると認める事項について、法人法及びその他の法令並びに定款に抵触しない場合に限り、理事会を招集することなくその事項を決定することができる。この場合において、次の理事会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。
- 6 会長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 27 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第 30 条 この法人は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 31 条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 顧問及び相談役の任期は、第 27 条 1 項及び第 28 条の規定を準用する。この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「顧問」又は「相談役」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 事業計画、収支予算の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第30条の責任の免除及び責任限定契約の締結

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ定めた副会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印する。

(理事会運営規程)

第38条 理事会の運営に必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事會運営規程によるものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号から第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、地方公共団体又は他の公益社団法人に帰属させるものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業を推進するため、委員会を設置することができる。

2 委員会は、この法人の目的達成に必要な事項について調査研究及び発議を行い、必要に応じて会長の諮問に応じ、又は建議することができる。

3 委員会の委員は、理事及び会員で構成し、会長が委嘱する。

4 委員会に事務局との調整にあたるため、幹事を置くことができる。

第11章 事務局

(設置等)

第48条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立により、函館物産協会の会員及び一切の資産は、この法人が継承する。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第24条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第27条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。
- 5 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

改 定

- 1 令和元年9月9日 第4条(6)・第21条・第37条の一部を変更

本定款は、現行定款に相違ありません

令和7年6月5日

函館市東雲町4番13号 函館市役所内
一般社団法人函館物産協会
代表理事 吉村 健太郎 印